

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年6月30日
	(第1回)
目標年度	令和17年度
市町村名(コード)	神戸市(28100)
地域名 (地域内農業集落名)	北区大沢町上大沢地区 (上大沢集落、善入集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	93.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	74.1 ha
② 田の面積	67.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	26.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	77.3 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

上大沢・善入地域は大沢町の南東部に位置し、地区の南部には北六甲カントリー倶楽部、東部には道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク大沢」がある。また、隣接にはイオンモール神戸北、神戸三田プレミアム・アウトレットの大型商業施設がある。農家戸数は上大沢集落で42戸、善入集落で29戸で近年緩やかに減少している。水稻作が主体で山田錦の産地であるが、トウモロコシ、イチゴ等の特産品にも取り組んでおり、観光農業も広がっている。集落営農組織・認定農業者等担い手が引き受ける意向のある農地面積と、後継者不在の農業者の農地面積に大きな差はなく今後の不安は少ないが、人口減少や高齢化は進んでおり新たな農地の受け手の確保が必要となる。効率化を進めるため担い手が利用する農地の集約化が今後必要となる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

今後も水稻を主要作物としつつ、地域の特産物である山田錦栽培に引き続き取り組む。
地域の活性化を図るため、トウモロコシ、イチゴ等収益性が良く、交流人口が増えるような作物の取組を広げていく。
集落営農組織を中心に集約化を進めつつ、認定農業者、規模拡大する意向のある農家、さらに地域外から希望する認定新規就農者を受入れ、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、農地バンクへの貸付け、新規就農者の受入れも検討する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	75.4	%	将来の目標とする集積率
			80.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する団地面積の拡大を進める。(令和17年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
地域全員参加で話し合いを進め、自治会、農会、里づくり協議会、営農部会、農業委員が協力して担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
所有者、担い手意向を踏まえ、農地バンクも利用し段階的に集約する。
(3)基盤整備事業への取組
基盤整備事業は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
既存の経営体の育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
必要に応じて活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、新たな捕獲人材を地域で育成していく。				
③ドローン活用による農薬や肥料散布の省力化をはかる。				
⑤労働生産性の向上が見込まれる省力樹形、優良品目・品種への改植を検討する。				
⑦多面的機能支払制度および中山間地域等直接支払制度を活用し、農地保全に努める。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 17 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
集営		水稻 野菜	1531.8 a		水稻 野菜	2129.3 a		1	
認農		ワインぶどう	1124.1 a		ワインぶどう	1124.1 a		2	
利用者		果樹	267.3 a		果樹	267.3 a		3	
認農		水稻 いちご	145.2 a		水稻 いちご	145.2 a		4	
認農		水稻 いちご	294.0 a		水稻 いちご	294.0 a		5	
到達		水稻	139.3 a		水稻	159.1 a		6	
到達		水稻	307.6 a		水稻	415.2 a		7	
到達		水稻 野菜	218.2 a		水稻 野菜	232.9 a		8	
利用者		水稻	153.2 a		水稻	153.2 a		9	
利用者		水稻	54.3 a		水稻	54.3 a		10	
利用者		水稻	60.2 a		水稻	60.2 a		11	
利用者		野菜	85.1 a		野菜	85.1 a		12	
利用者		水稻	49.0 a		水稻	49.0 a		13	
利用者		水稻	119.8 a		水稻	104.4 a		14	
利用者		水稻	86.8 a		水稻	86.8 a		15	
利用者		水稻 野菜	92.2 a		水稻 野菜	92.2 a		16	
利用者		水稻 野菜	131.4 a		水稻 野菜	121.0 a		17	
利用者		水稻 花木	58.9 a		水稻 花木	57.4 a		18	
利用者		水稻	36.9 a		水稻	36.9 a		19	
利用者		水稻	124.4 a		水稻	101.2 a		20	
利用者		水稻	198.5 a		水稻	198.5 a		21	
利用者		水稻 野菜	98.8 a		水稻 野菜	96.1 a		22	
利用者		水稻	141.9 a		水稻	141.9 a		23	
利用者		水稻	176.0 a		水稻	176.0 a		24	
利用者		水稻	160.2 a		水稻	160.2 a		25	

利用者		水稻	74.3	a	a	水稻	74.3	a	a	26	
利用者		水稻	152.1	a	a	水稻	152.1	a	a	27	
利用者		水稻	115.9	a	a	水稻	114.2	a	a	28	
認農		水稻 いちご	260.6	a	a	水稻 いちご	258.8	a	a	29	
利用者		水稻	82.1	a	a	水稻	82.1	a	a	30	
利用者		ワインぶどう	132.0	a	a	ワインぶどう	132.0	a	a	31	
利用者		いちご	114.9	a	a	いちご	114.9	a	a	32	
利用者		いちご	54.2	a	a	いちご	54.2	a	a	33	
利用者		いちご	108.7	a	a	いちご	108.7	a	a	34	
利用者		野菜	23.8	a	a	野菜	23.8	a	a	35	
利用者		野菜	20.7	a	a	野菜	20.7	a	a	36	
利用者		野菜	28.6	a	a	野菜	28.6	a	a	37	
利用者		野菜	20.3	a	a	野菜	20.3	a	a	38	
計	0経営体		7042.9	a	0.0	a	7725.9	a	0.0	a	

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。